

北海道介護サービス情報の公表実施要綱

(目的)

第1条

本要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の35の規定に基づく介護サービス情報の公表に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

また、法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号。以下「省令」という。）第140条の47の2の規定に基づく、調査に関する指針は本要綱において定めるものとする。

(趣旨等)

第2条

介護サービス情報の公表制度は、利用者がニーズにあった適切な事業者の選択ができるよう、また、事業者は自らが提供する介護サービスに関して、利用者により、適切に評価・選択されることによつて、サービスの質の向上が図られるよう、事業者に対して、介護サービス内容及び介護サービスを提供する事業所又は施設（以下「事業所等」という。）の運営状況に関する情報（以下「介護サービス情報」という。）の公表を義務付けているものである。

(実施体制)

第3条

- 1 介護サービス情報の公表事務は、知事が指定する者（以下「指定情報公表センター」という。）が行うものとする。
- 2 指定情報公表センターの指定要件及び指定手続き等については、別に定めるところによる。
- 3 指定情報公表センターの行う公表事務は、次のとおりとする。
 - (1) 介護サービス情報の報告、調査、公表に関する計画の原案を策定すること。
 - (2) 介護サービス情報の報告の受理に関する事務
 - (3) 介護サービス情報の公表に関する事務

第4条

- 1 介護サービス情報の調査事務は、知事が指定する者（以下「指定調査機関」という。）が行うものとする。
- 2 指定調査機関の指定要件及び指定手続き等については、別に定めるところによる。

第5条

1 調査員の要件

- (1) 調査員は、平成17年度以降に道が実施する調査員養成研修を修了した者、若しくは、平成17年度に「介護サービス情報の公表」制度施行準備・支援協議会が実施した「介護サービス情報の公表」調査員指導者養成研修の課程を修了した者、平成18年度に「介護サービス情報公表支援センター」が実施した「介護サービス情報の公表調査員指導者養成研修」の課程を修了した者、その他知事が調査員養成研修と認めた研修を修了した者で、知事が作成する名簿（以下「調査員名簿」という。）に登録されている者とする。
- (2) 調査員は、研修を修了した介護サービスの調査にのみ従事できるものであり、新たな介護サービスの研修を終了した場合には、名簿登録事項の追加変更を行うものとする。
- (3) 現に介護サービスを提供する事業所等に勤務している調査員は、現に勤務している介護サービスと同業種の事業所等の調査には従事できないものとする。

2 調査員名簿の管理等

- (1) 調査員は、全て調査員名簿により登録管理されるものとする。
- (2) 調査員名簿は、本人の同意を得た者に限り、指定調査機関及び指定情報公表センターに対し情報提供を行う。
- (3) 調査員は、調査員名簿の登録事項に変更が生じた場合は、別紙様式1により知事へ届け出るものとする。
- (4) 調査員は、交付された調査員登録証明書を亡失、滅失又は破損等した場合は、別紙様式2により知事へ調査員登録証明書の再発行を依頼するものとする。

なお、破損した調査員登録証明書は、返納しなければならない。また、亡失した調査員登録証明書を発見した場合も同様とする。

- (5) 調査員は、調査員名簿への登録を辞退するときは、別紙様式3により知事へ届け出るものとする。

る。この場合、調査員登録証明書を返納しなければならない。

3 調査員への業務依頼

- (1) 指定調査機関は、調査員名簿により調査員を選出し、個別に業務依頼を行うものとする。
- (2) 指定調査機関と調査員は、調査への従事を合意した場合、業務委託契約等を締結し、報酬等を含めた労働条件や指定調査機関の所属調査員としての身分等を明確にしなければならない。
(介護サービス情報の報告、公表及び調査の対象となる事業所)

第6条

- 1 介護サービス情報の報告及び公表の対象となる事業所等は、省令第140条の43で定めるサービスの提供に係る指定又は許可を受けている事業所等（新たにサービスの提供を開始しようとする事業所等及び再開した事業所等を含み、休止した事業所等を除く。以下同じ。）とする。
- 2 第7条第4項第1号で定める計画の基準日（以下「計画の基準日」という。）以前に指定又は許可を受けている事業所等であって、当該基準日前の1年間（以下「前年度」という。）において介護サービスの対価として支払いを受けた金額（利用者負担額を含む。）が、100万円以下の事業所等（以下「少額事業所等」という。）は除くものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、少額事業所等が介護サービス情報の報告及び公表を希望する場合は対象とする。
- 4 道は、北海道国民健康保険団体連合会と連携して、対象となる介護サービスの事業所に係る前年度における介護報酬支払額を把握し、対象となる事業所等を決定するとともに、決定した事業所等の情報を指定情報公表センターへ提供するものとする。
- 5 介護サービス情報の報告に関して調査の対象となる事業所等（以下「調査対象事業所等」という。）は、計画の基準日において、指定又は許可を受けてから3年以内の事業所等とする。ただし、新たに介護サービスの提供をしようとする事業所等を除く。
- 6 計画の基準日以前において、福祉サービス第三者評価を既に実施している事業所等又は前年度において地域密着型サービス外部評価（以下「外部評価」という。）を実施（前年度の外部評価の結果の公開日が当該基準日以降になった場合を含む。）している事業所等は、調査の対象としない。
- 7 道は、調査の対象としない事業所等を把握し、調査対象事業所等を決定するとともに、決定した事業所等の情報を、指定情報公表センターへ提供するものとする。
- 8 前項の規定にかかわらず、事業所等自らが調査を希望する場合は、調査の対象とする。
(介護サービス情報の報告、調査、公表に関する計画)

第7条

- 1 法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第37条の2第1項の規定による「報告計画」、政令第37条の5第1項の規定による「調査計画」及び政令第37条の11第1項において準用する政令第37条の5第1項の規定による「情報公表計画」は、一体の計画（以下「計画」という。）として策定する。
- 2 計画は、指定情報公表センターが原案を作成し、知事が決定する。
- 3 決定した計画は、速やかに、インターネット等により公表する。
- 4 計画に記載する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 計画の基準日
計画の基準日は、4月1日とする。
 - (2) 計画の期間
計画の期間は、4月1日から3月31日までの1年間とする。
 - (3) 対象となる事業所等
第6条に規定する事業所等とする。
 - (4) 介護サービス情報の内容
事業所等が報告する介護サービス情報は、省令別表第1に掲げる項目（以下「基本情報」という。）及び省令別表第2に掲げる項目（以下「運営情報」という。）とする。
なお、新たにサービスの提供を開始しようとする事業所等については、運営情報の報告を要しないものとする。
 - (5) 報告の提出先等
報告の提出先は指定情報公表センターとし、提出期限は事業所等ごとに定めることとする。

なお、事業を再開する事業所等については、事業を再開する月ごとに定める提出期限とすることとする。

また、新たにサービスの提供を開始しようとする事業所等については、介護サービスの提供を開始する日の2週間前までとするが、指定又は許可の申請中の者から提出された基本情報項目等については、指定又は許可を受けるまでは公表できないものとする。

(6) 報告の受理に関する事項

報告の受理の開始時期は、報告の提出期限の2週間前からとする。

調査対象事業所については、訪問調査の実施までに必要な事務処理期間を確保した上で、提出期限を定めることとする。

(7) 調査の実施時期及び指定調査機関の名称

調査対象事業所ごとに、調査を行う月及び調査を行う指定調査機関を定めることとする。

また、指定調査機関を定めるに当たっては、各指定調査機関の調査実施可能量を勘案するとともに、担当する事業所数や担当する事業所の所在地域に偏りがないよう配慮する。

(8) 公表の時期

事業所等ごとに、公表する月を定めることとする。

調査対象事業所等については、調査を行う月等を勘案し、調査完了後2ヶ月を経過しないと見込まれる範囲で公表する月を定めることとする。

(介護サービス情報の公表の実施)

第8条

1 計画の通知等

(1) 指定情報公表センターは、確定した計画を指定調査機関及び事業所等へ通知するとともに、事業所等に対し報告のために必要な様式等を配付するものとする。

(2) 指定調査機関は、計画に基づき調査対象事業所等と調整を行い、訪問調査の実施日を決定し、指定情報公表センターへ報告するものとする。

2 介護サービス情報の報告及び受理

(1) 事業所等は、提出期限前のできるだけ直近の情報により報告の様式を作成し、計画に基づく期限までに指定情報公表センターへ報告するものとする。

(2) 指定情報公表センターは、事業所等が報告する介護サービス情報について、報告内容に記入漏れ等の不備がないこと等を確認して受理するとともに、当該受理日等について、計画に基づき適正に管理を行うものとする。

3 調査の実施等

(1) 指定情報公表センターは、調査対象事業所等から提出された介護サービス情報を、速やかに調査を担当する指定調査機関へ回付するものとする。

(2) 指定調査機関は、指定情報公表センターからの介護サービス情報の回付を受け、計画に基づき調査を実施する。

(3) 指定調査機関は、調査に従事する調査員に対し、事前準備に必要な期間を確保の上、調査対象事業所に係る介護サービス情報を通知するものとする。

(4) 調査は、調査員が1名以上で行うこととする。

(5) 調査員は、通知された介護サービス情報を持参の上、調査対象事業所等を訪問し、当該事業所等を代表する者に対する面接調査等の方法によって調査を行うものとする。

(6) 調査は、運営情報について行うものとするが、基本情報についても参照する。

(7) 調査時点は報告日現在とし、過去の実績等の調査対象期間は、報告された情報の作成日の前1年間とする。

(8) 調査は、運営情報の確認のための材料のうち、調査対象事業所等が当該材料がある旨報告したものについて行うものとする。

(9) 調査は、調査対象事業所等が提示する当該材料の事実の有無を確認するものであり、調査員は、当該材料の内容に関する良し悪しの評価や改善指導等を行ってはならない。

(10) 調査員は、調査の終了時に当該事業所等を代表する者に対して調査結果について説明し、事実誤認がないこと及び調査結果がそのまま公表されることについての同意を得るものとする。

当該同意をもって、調査が終了するものとする。

- (11) 調査員は、調査終了後速やかに、依頼を受けた指定調査機関に対して調査結果を提出するものとする。また、通知を受けた介護サービス情報については全て返却するものとし、調査員個人が介護サービス情報及び調査結果を保有してはならない。
- (12) 指定調査機関は、調査員から調査結果の提出を受けた場合は、未記入事項の有無等を確認の上、速やかに指定情報公表センターに対し当該調査結果を報告するものとする。
- (13) 調査の実施に当たって、二つ以上の介護サービスを一体的に実施している事業所等は、別表に掲げる区分ごとに下線の介護サービスを主たるサービスと定め、調査を実施するものとする。

4 介護サービス情報の公表等

- (1) 指定情報公表センターは、指定調査機関から報告された調査対象事業所等の調査結果について、未記入事項の有無等を再度確認の上、計画に基づき介護サービス情報の公表を行うものとする。
また、調査対象事業所等以外から報告された内容についても、未記入事項の有無等を確認の上、計画に基づき介護サービス情報の公表を行うものとする。
- (2) 指定情報公表センターは、策定した計画の実施状況について適切に管理を行うものとし、適宜、進捗状況について公表するものとする。
- (3) 公表は、インターネットにより行うものとし、必要に応じ紙媒体による情報提供、閲覧等を行うものとする。

(介護サービス情報の公表の頻度)

第9条

介護サービス情報の公表は、年1回行うものとする。

(苦情への対応)

第10条

1 公表情報に関する苦情

- (1) 公表情報に関する苦情の窓口は、指定情報公表センター及び道とする。
- (2) 指定情報公表センターは、基本情報項目に関する苦情に関しては自らが、運営情報項目に関する苦情に関しては指定調査機関を通じて、事業所等に対する照会、再調査等を行い、適切な説明が得られた場合には、その旨を利用者に対して説明するものとする。この場合、公表されているサービス情報の訂正が必要な場合は、事業所等に訂正の報告を行うよう指導し、報告に基づき訂正を行うものとする。

なお、適切な説明が得られなかった場合は、指定情報公表センターは道へ報告することし、道は報告を受けて、法に基づく処分等を検討するものとする。

- (3) 指定情報公表センターは、調査対象事業所等以外の公表情報に関する苦情対応について、必要情報を道に提供するものとする。

2 調査に関する苦情

- (1) 調査の実施に関する事業所等からの苦情については、担当した指定調査機関を窓口とするが、指定情報公表センター及び道においても、適宜適切な対応を行うものとする。
- (2) 調査結果についての同意が得られない場合
 - ア 調査員は、調査結果について事業所等を代表する者の同意が得られない場合は、依頼を受けた指定調査機関へ持ち帰り、協議するものとする。
 - イ 指定調査機関は、事業所等に対して照会等を行い、同意が得られた場合は調査結果を確定するものとする。
 - ウ 指定調査機関の対応でもなお同意を得られない場合又は指定調査機関で判断できない場合は、指定情報公表センターに協議するものとし、指定情報公表センターにおいて同様の対応を行うものとする。
 - エ 指定情報公表センターにおいても同意を得ることが困難である場合は、指定情報公表センターは道へ報告することとし、その場合、道は法に基づく処分等を検討するものとする。

3 苦情対応経過の記録等

道、指定情報公表センター及び指定調査機関は、それぞれ苦情対応について経過を記録するとともに、相互に必要な情報を共有するため情報提供を行うものとする。

(秘密保持義務の遵守等)

第11条

- 1 調査員並びに指定情報公表センター及び指定調査機関の役員、職員又はこれらの職にあった者（以下「調査員等」という。）は、公表事務又は調査事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 2 調査員等は、刑法その他罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。（介護サービス情報の公表の調査事務に関する手数料）

第12条

- 1 介護サービス情報の調査事務に要する費用は、調査対象事業所等が負担する。
- 2 介護サービス情報の調査事務に係る手数料については、別途、条例により定める。

附 則

- 1 本要綱は、平成18年5月22日から施行する。
- 2 第7条の4の(2)の規定にかかわらず、平成18年度の計画期間は、平成18年6月1日から平成19年3月31日とする。
平成19年改正附則
- 1 本要綱は、平成19年7月10日から施行する。
平成20年改正附則
- 1 本要綱は、平成20年6月30日から施行する。
平成21年改正附則
- 1 本要綱は、平成21年7月10日から施行する。
平成24年改正附則
- 1 本要綱は、平成24年4月1日から施行する。
平成25年改正附則
- 1 本要綱は、平成25年4月1日から施行する。
平成28年改正附則
- 1 本要綱は、平成28年10月1日から施行する。

別表（第8条第3項第13号関係）

区分	介護サービス
1	<u>訪問介護</u> 、 <u>介護予防訪問介護</u> 、 <u>夜間対応型訪問介護</u>
2	<u>訪問入浴介護</u> 、 <u>介護予防訪問入浴介護</u>
3	<u>訪問看護</u> 、 <u>介護予防訪問看護</u> 、 <u>指定療養通所介護</u>
4	<u>訪問リハビリテーション</u> 、 <u>介護予防訪問リハビリテーション</u>
5	<u>通所介護</u> 、 <u>介護予防通所介護</u> 、 <u>地域密着型通所介護</u> 、 <u>認知症対応型通所介護</u> 、 <u>介護予防認知症対応型通所介護</u>
6	<u>通所リハビリテーション</u> 、 <u>介護予防通所リハビリテーション</u> 、 <u>指定療養通所介護</u>
7	<u>特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）</u> 、 介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）、 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム〔外部サービス利用型〕）、 介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム〔外部サービス利用型〕）、 地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）
8	<u>特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）</u> 、 介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）、 特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム〔外部サービス利用型〕）、 介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム〔外部サービス利用型〕）、 地域密着型特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）
9	<u>特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム〔サービス付き高齢者向け住宅〕）</u> 、 介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム〔サービス付き高齢者向け住宅〕）、 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム〔サービス付き高齢者向け住宅（外部サービス利用型）〕）、 介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム〔サービス付き高齢者向け住宅（外部サービス利用型）〕）、 地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム〔サービス付き高齢者向け住宅〕）
10	<u>福祉用具貸与</u> 、 <u>介護予防福祉用具貸与</u> 、 <u>特定福祉用具販売</u> 、 <u>介護予防特定福祉用具販売</u>
11	<u>小規模多機能型居宅介護</u> 、 <u>介護予防小規模多機能型居宅介護</u>
12	<u>認知症対応型共同生活介護</u> 、 <u>介護予防認知症対応型共同生活介護</u>
13	<u>介護老人福祉施設</u> 、 <u>短期入所生活介護</u> 、 <u>介護予防短期入所生活介護</u> 、 <u>地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</u>
14	<u>介護老人保健施設</u> 、 <u>短期入所療養介護（介護老人保健施設）</u> 、 <u>介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）</u>
15	<u>介護療養型医療施設</u> 、 <u>短期入所療養介護（療養病床を有する病院等）</u> 、 <u>介護予防短期入所療養介護（療養病床を有する病院等）</u>